

現市営プールの適正化基本方針

令和4年10月

津山市行財政改革推進本部

目 次

1	策定の目的	1
2	これまでの市営プールの適正化に関する取組状況	2
3	対象の現市営プール施設	5
4	現市営プールの現状について	6
5	全国の公設プールに関する状況について	9
	（1）全国の設置状況や利用者数の推移	
	（2）子どもたちにとってのプール需要	
	（3）プール運営の効率化に向けた特徴的な取組事例について	
6	現市営プールの適正化基本方針	1 2
	（1）基本的な考え方	
	（2）適正化基本方針の設定について	
	（3）基本方針に照らした場合の現市営プールの方向性	
7	最後に	1 4

1 策定の目的

市営プールのあり方検討に関しては、津山市ファシリティマネジメント委員会（以下「FM委員会」という）や、津山自分ごと化会議での議論をはじめ、施設の活用アイデアを把握するための市場調査の実施など、様々な角度から調査検討を重ねてきた。

このうちガラスハウスについては、FM委員会や津山自分ごと化会議にご参加いただいた住民の皆様の提言を重く受け止め、毎年1億円を超える市費負担などを維持していくことは大変厳しいとの判断のもと、令和2年度末をもって指定管理者制度による施設運営を終了し、今年度からは民間事業者との公民連携事業により、新たな運営をスタートしたところである。

本市を取り巻く社会環境については、平成7年をピークに人口は減少傾向となり、令和2年10月1日時点の住民基本台帳に基づく人口は10万人を下回るなど、今後も人口減少と少子高齢化は、急速に進展すると予測されている。さらに本市の財政運営は、第三セクター等改革推進債の償還や、社会保障関係費の増加などから、これまで以上に厳しい状況が見込まれている。

こうした本市の現状において、現市営プールの大規模改修や建替に向けては、一定規模の財政出動が見込まれることから、その必要性とともに、財政的な観点あるいは公共施設マネジメントの視点も踏まえながら、現市営プールの適正化基本方針を策定する。

2 これまでの市営プールの適正化に関する取組状況

本市では、平成28年の「津山市公共施設等総合管理計画」の策定以降、市営プールの適正化に関して、以下の取組や検討等を進めてきた。

①津山市公共施設等総合管理計画（平成28年2月策定）

- ・本市の公共施設が抱える現状と課題を踏まえ、市民ニーズに対応した行政サービスを提供できる施設機能を、施設の安全性を確保しながら継続的に維持するため、「津山市公共施設マネジメント基本方針」を定めた計画を策定

<津山市公共施設マネジメント基本方針>

- 公共施設の面積総量の適正化と多機能化の推進
※公共施設総延床面積を30年間で70%以下に（約486,000㎡→約340,000㎡以下）
- 公共施設の管理運営コストの削減と財源の確保
※民間活力・民間手法の導入、財源確保
- 施設の長寿命化の推進
- 市民との情報及び認識の共有化
- 個別の施設管理計画の策定

②津山市公共施設再編基本計画（平成29年8月策定）

- ・本市の公共施設に対する中長期的な視点のもと、施設種別ごとの今後の方向性と更新等の検討時期を示した計画を策定
- ・保有する行政機能や利用実態をもとに、「建替・更新施設」、「長寿命化施設」、「要検証施設」、「廃止施設」の4区分で判定

建替・更新施設：行政需要が高く、将来にわたり市民全体の財産として必要な施設のうち、計画期間内に施設の老朽化等による建替・更新が必要となる施設

長寿命化施設：行政需要が高く、将来にわたり市民全体の財産として必要な施設のうち、計画期間内は予防保全に努め、その機能を維持する施設

要検証施設：施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、公共施設マネジメント基本方針に基づき今後のあり方について検証する必要がある施設

廃止施設：建替・更新、改修を行わず、解体、売却等の処分を行う施設

③庁内プロジェクト「プールのあり方検討会議」（平成30年2月～令和元年8月）

- ・市営プールと学校プールを合わせた今後の運営のあり方について、関係部局でプロジェクトチームを立ち上げ、検討と方向性を協議

構成：政策調整室、行財政改革推進室、財政課、スポーツ課、教育総務課、学校施設課、学校教育課、
協働推進室（部署名は検討会議の設置当時のもの）

- ・令和元年8月までの協議内容を踏まえ、その時点でのプール施設の方向性を取りまとめ、市長に報告。同時点での市の考え方は、津山自分ごと化会議の基礎資料内で提示

④ FM委員会からの答申（平成31年1月）

- ・「津山市公共施設再編基本計画」に基づく具体的な取組に関する諮問を受け、加茂町スポーツセンタープールを除く市営プール（勝北総合スポーツ公園プール、久米総合文化運動公園プール、ガラスハウス）と学校プールのあり方及び具体的な解決策を市長に答申

＜答申内容（抜粋）＞

- 市営プール ○老朽化が著しく大規模修繕が迫っており、同機能の3施設を維持し続けることは、人口減少による利用減や財源不足から合理的でなく、統廃合を検討すること
- 新たな整備を行う場合は、学校授業などの多用途に利用できるものとする
- 学校プール ○将来的な市有・民間プールの活用検討や、児童・生徒数の予測を念頭に、あり方協議を進めること

⑤ 市営プールのあり方に関するサウンディング型市場調査（平成31年4月～令和元年5月）

- ・3つの市営プール（勝北総合スポーツ公園プール、久米総合文化運動公園プール、ガラスハウス）のあり方や、他用途への転用の可能性について、民間事業者との対話の場を設け、施設の市場性や活用アイデアを把握するための市場調査を実施

＜サウンディング結果（抜粋）＞

- ・どの施設も老朽化しており、現状のままの存続はもちろん、多額の費用を投じて改修を行い更に指定管理料を負担してプールを継続し続けるのは、考えにくい。
- ・久米レインボープールは指定管理料の負担が課題ではあるが、屋内25mプールは学校授業にも活用できる。レジャープールでは学校プール授業はできない。
- ・3つのプールにはそれぞれ地域性もあることから、存続または廃止となった場合、それぞれの地域性を考慮したプールのあり方について、市としてビジョンを持つ必要がある。
- ・プールを含む公共施設の集約化は、慣れ親しまれた施設であればあるほど、無くなるという事に抵抗が大きい。

⑥津山自分ごと化会議からプール施設のあり方について提案（令和2年2月）

- ・市の課題を行政主導ではなく、住民が主体となり自分ごととして捉え、住民本位の解決策を提言として取りまとめていく解決手法を採用し、プール施設のあり方をテーマに議論を実施
- ・令和元年11月から計4回にわたる議論を踏まえ、4項目の提案をまとめて市長に提出

<4つの提案>

- (1) 子どもたちにとっての必要性や財政的な観点など様々な角度から市営プールと学校プール双方のあり方を見直す。
 - ・「誰のため、何のためのプールが必要か」=子どもたちのためのプール
 - ・レジャーよりも水泳技術が向上し、命を守るためにプールが必要
 - ・津山の子どもはみんな泳げることを目標にプールのあり方を考える
- (2) プール全体の見直しをするにあたっては、利用者の内訳や利用状況など現状把握を重視する。
- (3) グラスハウスについて、指定管理による運営は令和2年度末までとし、その間に今後の活用方法について検討し、結論を出す。
- (4) プールの見直しと併せて子どもたちが安心して遊べる場を中心としながら地域が元気になる環境の整備を検討する。

⑦グラスハウスの活用に向けたサウンディング型市場調査（令和2年3月～5月）

- ・グラスハウスの運営状況を踏まえ、施設の再整備や用途の変更など幅広い検討を行うため、民間事業者との対話の場を設け、既成概念にとらわれない事業展開や展望、活用アイデアを把握する市場調査を実施

<サウンディング結果（抜粋）>

- ・ランニングコストを考慮すると、現状のプールとして利用することは困難
- ・活用方法は「スポーツを主体とした活用」、「イベント利用を中心とした活用」などが挙げられる
- ・市への要望として、「初期整備（プールの埋め立て等）の実施」、「自由な運営が可能となるような、市側の柔軟な対応」

⑧グラスハウス利活用事業（令和3年3月～）

- ・グラスハウスの運営について、民間事業者の公募提案に基づき、収益性の高い独立採算の施設として再生するため、PFI法の規定に基づく実施方針条例を制定
- ・あわせて、グラスハウス条例を廃止し、令和2年度末をもって指定管理者制度による運営を終了

<実施方針の概要（抜粋）>

- ・ガラスハウスの特徴的な外観を残したまま、レジャープールという枠にとらわれない、民間事業者の自由な発想によるビジネスモデルを導入し、独立採算による運営への転換を図る。
- ・PFI法に基づくRO方式とコンセッションを組み合わせた事業方式により、事業者の企画提案に沿った施設の改修と自由度の高い施設運営を行う。
- ・施設改修後、コンセッション方式により10年間の運営権を設定
- ・施設改修は事業者が自らがを行い、施設整備費用は2億6,500万円（消費税込み）を上限に、10年に分け平準化した上で市が負担（1年あたり2,650万円（消費税込み））。

- ・令和3年7月に下記の事業者を優先交渉権者に選定し、同年12月に実施契約を締結。

事業者：株式会社Globe（所在地：津山市京町80）

企画提案：スポーツリズムトレーニングを導入した総合的なスポーツ及び健康増進施設としての活用

⑨津山市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

- ・施設維持管理費・運営コストの適正化を公共施設マネジメント基本方針に追加
- ※今後の財政見通し（津山市財政計画【長期財政見通し】）では、消費的経費が向こう25年間で約30%減少する見込みから、公共施設の年間維持管理費についても、適正規模としていく必要がある（目標：約22億4,600万円→約15億7,200万円以下）

⑩「Globe Sports Dome」リニューアルオープン（令和4年5月～）

- ・民間事業者の自由な発想による経営により、ガラスハウスの特徴的な外観を生かしながら、プールの大部分を埋めて、スポーツコート、直線トラック、芝生エリア、ボルタリングスペースなどを新しく整備し、楽しく運動ができる健康増進施設として、令和4年5月にリニューアルオープン。また、ドーム入口では、食材から健康に配慮した食事を提供するカフェスペースを併設

3 対象の現市営プール施設

この基本方針は、3つの現市営プール施設を対象とする。

プール名	プール種類 ¹
加茂町スポーツセンタープール	水泳プール（屋内）
勝北総合スポーツ公園プール	レジャープール
久米総合文化運動公園市民プール	水泳プール（屋内）

- ・プール種類の定義

水泳プール（屋内）：水面積150㎡以上のもの

レジャープール：流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの

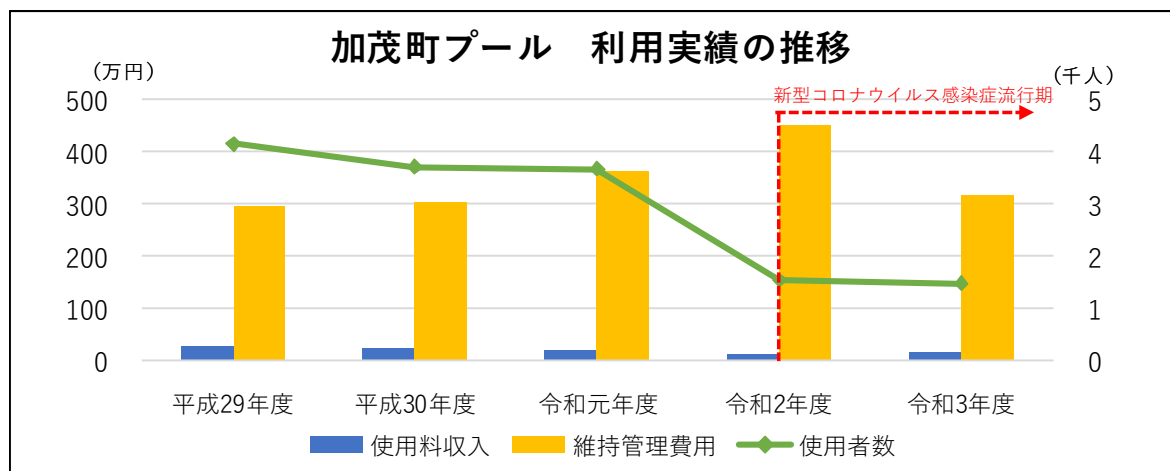
1 文部科学省「社会教育調査」及び「体育・スポーツ施設現況調査」における定義を引用

4 現市営プールの現状について

①加茂町スポーツセンタープール

所在地	津山市加茂町中原493-3
建築年	昭和58年（ 築39年 ） ※B&G財団が建設 事業費3億6,000万円（体育館含む）
建物構造	鉄骨造
総延床面積	909.71 m ²
施設構成	屋内プール（25m×6コース）、幼児用プール
開場期間	6月1日から9月30日まで
休場日	上記期間のうちの月曜日、10月1日から5月31日まで
開場時間	令和2年度まで 6月・9月：13:00～17:00 7月・8月：10:00～12:00、13:00～17:00 令和3年度から 6月・9月：13:30～16:30 7月・8月：9:45～11:45、13:30～16:30
管理形態	市職員による直営
現行料金	一般：240円 高校生以下：110円 （それぞれ1回につき）
再編基本計画更新等の方針	<u>長寿命化施設</u> ：スポーツ振興の拠点施設として予防保全に努め、長寿命化を図り存続
備考	・屋内プールだが、温水利用でないため夏季限定での運営 ・本プールはB&G財団から施設譲渡を受けて運営している （要件を満たしていればB&G財団から修繕等助成事業の支援がある） ・直近5年間の利用者数は、約1,500人から約4,100人で推移 ・直近5年間の収入状況については、約12万円から約27万円の範囲で推移 ・直近5年間の維持管理費については、約300万円から約450万円の範囲で推移 ・なお、令和2年度及び3年度の一部開場期間については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設運営を中止

利用実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
使用料収入	274,550円	219,160円	213,140円	120,040円	154,375円
維持管理費用	2,954,918円	3,062,552円	3,639,274円	4,499,731円	3,171,118円
利用者数	4,142人	3,712人	3,680人	1,547人	1,486人

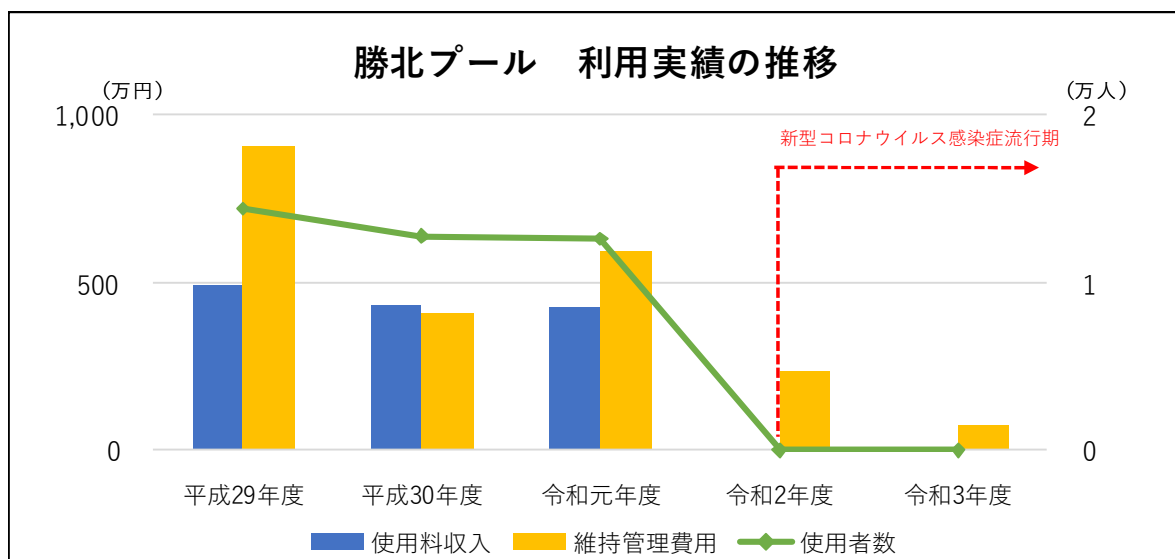


※上記の維持管理費用には、管理運営業務に携わる正規職員2名分の人件費は含まず

②勝北総合スポーツ公園プール

所在地	津山市西下 1 1 0 0 - 1
建築年	平成 3 年 (築 3 1 年) ※旧勝北町が建設 事業費 2 億 7,400 万円 (管理棟含む)
建物構造	鉄筋コンクリート造
総延床面積	659.98 m ²
施設構成	屋外流水プール (1 周 100m)、幼児プール、ウォーター 슬라이ダー、ロック スライダー
開場期間	7 月中旬から 8 月 3 1 日まで
休場日	上記の開場期間以外の日
開場時間	午前 1 0 時から午後 5 時まで
管理形態	市職員による直営
現行料金	1 回につき 350 円 (乳児を除く)
再編基本計画 更新等の方針	要検証施設：著しい老朽化で長寿命化が困難なため、全市的な視点であり方を検証
備考	・夏季限定で運営している屋外レジャープール ・直近 5 年間の利用者数は、0 人から約 14,500 人で推移 ・直近 5 年間の収入状況については、0 円から約 490 万円の範囲で推移 ・直近 5 年間の維持管理費については、0 円から約 900 万円の範囲で推移 ・なお、令和 2 年度及び 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設運営を中止 ・令和 4 年度については、施設の老朽化が著しく進んでいるため運営を中止

利用実績	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
使用料収入	4,913,000 円	4,352,000 円	4,296,920 円	0 円	0 円
維持管理費用	9,047,878 円	4,122,818 円	5,937,071 円	2,373,360 円	765,600 円
利用者数	14,450 人	12,800 人	12,638 人	0 人	0 人

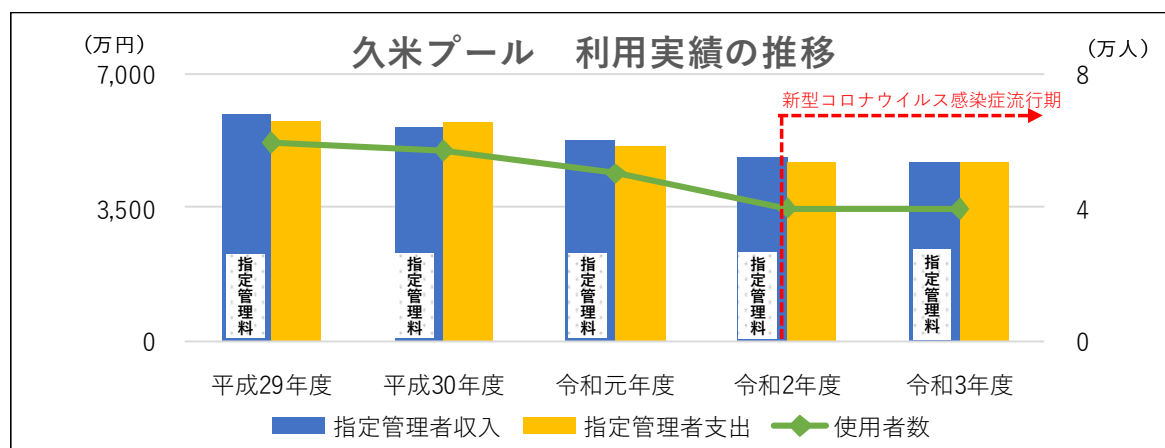


※上記の維持管理費用には、管理運営業務に携わる正職員 2 名分の人件費は含まず

③久米総合文化運動公園市民プール

所在地	津山市中北下1253
建築年	平成7年（ 築27年 ） ※旧久米町が建設 事業費6億5,800万円
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
総延床面積	1,787.62 m ²
施設構成	屋内温水プール（25m×6コース）、幼児プール、屋外流水プール、ウォーターライダー、トレーニングルーム、ダンスフロア、ジャグジー
開場期間	（屋内プール）通年 （屋外プール）7月中旬から8月31日まで
休場日	月曜日・年末年始
開場時間	（火～土曜日）午前10時から午後8時30分まで （日曜・祝日）午前10時から午後5時まで
管理形態	指定管理者による運営
現行料金	<都度利用> 中学生以下・65歳以上：410円（夏季は510円） 高校生・一般：510円（夏季は610円） <個人会員利用> 中学生以下・65歳以上：15,700円 一般：20,950円
再編基本計画更新等の方針	<u>要検証施設</u> ：著しい老朽化で長寿命化が困難なため、全市的な視点であり方を検証
備考	・屋内及び温水プールで通年利用が可能。屋外プールは夏季限定で運営 ・平成13年から久米中学校が水泳授業で屋内温水プールを活用 ・直近5年間の利用者数は、約40,000人から約60,000人で推移 （なお、利用者数には、プール以外のトレーニングルームやダンスフロアの利用者を含む） ・直近5年間の指定管理者の収入状況は、約4,600万円から約5,900万円の範囲で推移 （うち、指定管理料として年間約2,500万円程度の市費を指定管理者に支出） ・直近5年間の指定管理者の支出状況は、約4,600万円から約5,700万円の範囲で推移 ・なお、令和2、3年度の開場期間の一部で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、休館を実施。

利用実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定管理者収入	59,187万円	56,237万円	52,449万円	48,330万円	46,504万円
指定管理者支出	57,926万円	57,208万円	51,086万円	46,520万円	46,506万円
利用者数	59,353人	56,928人	50,127人	39,793人	39,563人



※指定管理者：株式会社エヌ・エス・アイ（～平成30年度）、OSKグループ（令和元年度～）

5 全国の公設プールに関する状況について

(1) 全国の設置状況や利用者数の推移

- ・全国の公設プールは、1970年代から80年代に建設されているものが多く、本市施設と同様に、各自治体は老朽化への対応に苦慮している。
- ・文部科学省の調査によると、令和3年10月1日時点における公設プールの設置数は、平成30年の同時期と比較して約200の施設が廃止されており、そのうち屋外プールが164施設となっている。
- ・同じく文部科学省の調査によると、公設プールの利用者数について、新型コロナウイルス感染症の影響等を大きく受け、前回調査と比較して約5,000万人減少している。

表1 「公設プールの設置数」²

	平成30年度調査	令和3年度調査
水泳プール(屋内)	1,576	1,563
水泳プール(屋外)	1,716	1,552
レジャープール	327	309
計	3,619	3,424

※設置数は、それぞれ10月1日時点における数

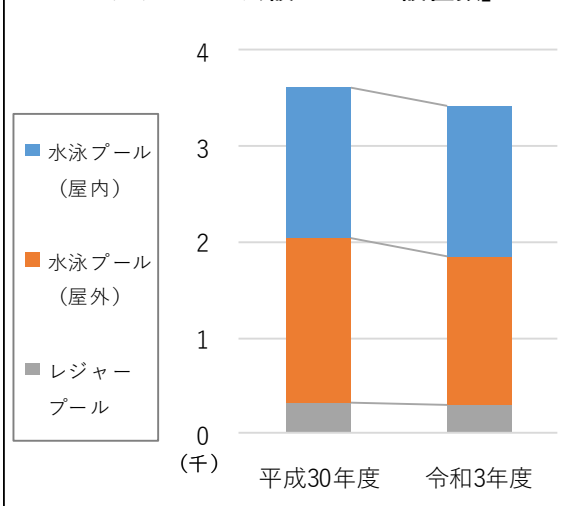
※公設プールは、「都道府県」、「市(区)」、「町」、「村」、「組合」のいずれかが設置した施設を指す

表2 「公設プールの利用者数」³

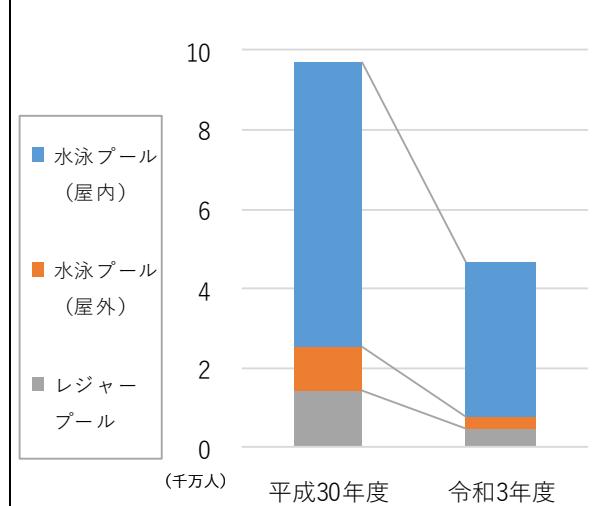
	平成30年度調査	令和3年度調査
水泳プール(屋内)	7,189 万人	3,873 万人
水泳プール(屋外)	1,079 万人	284 万人
レジャープール	1,461 万人	498 万人
計	9,729 万人	4,655 万人

※利用者数は、それぞれ調査実施年度の前年度中の数

グラフ1 「公設プールの設置数」



グラフ2 「公設プールの利用者数」



- ・新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染拡大防止の観点により、プール施設の多くが休業等を余儀なくされた影響などから、令和2年度及び3年度の利用者数については全国的に大きく減少した。

2 出典：文部科学省「社会教育調査」設置者別種別社会体育施設数（平成30年度調査結果・令和3年度中間報告）

3 出典：文部科学省「社会教育調査」社会体育施設の利用者数（平成30年度調査結果・令和3年度中間報告）

(2) 子どもたちにとってのプール需要

- ・津山自分ごと化会議から示された「子どもたちのためのプールとしてあり方の検討を」との提案を踏まえ、子どもたちにとってのプール需要について、全国の傾向を考察した。

①習い事としてのプール需要

- ・子どもの習い事としてのプール需要は全国的に高い傾向にあり、またコロナ禍においてもその傾向は依然として高い水準にあることが、民間の調査結果から見る事ができる。

表3 「子どもの習い事に関する意識調査」⁴

男子			女子		
1位	水泳	43.1%	1位	水泳	38.9%
2位	学習塾	27.4%	2位	ピアノ	38.3%
3位	英会話	22.0%	3位	学習塾	26.6%
4位	サッカー	17.7%	4位	英会話	22.0%
5位	体操・新体操	11.7%	5位	習字	17.7%

※ 3～6歳の未就学児童と小学生の子どもを持つ親を対象（n=700）

※ 調査期間：2019年5月17日～19日

表4 「習い事についての調査」⁵

質問	率
お子様は習い事をしている	66.6%
お子様は習い事をしていない	33.4%

男子		女子	
1位	学習塾	1位	学習塾
2位	水泳	2位	音楽
3位	英会話	3位	水泳
4位	サッカー・フットサル	4位	英会話
5位	音楽	5位	書道

※ 契約者を対象としたインターネットアンケートによる（n=3,103）

※ 調査期間：2021年4月1日～12日

②子どもたちの運動・スポーツとしてのプール需要

- ・習い事に限らない、子どもたちの「スポーツ・運動」全体に関する民間調査によると、子どもの運動・スポーツの実施率については、コロナ前と比較して大きな変化はなかった。子どもたちはコロナ禍の現状に適応しながら、運動・スポーツ、運動遊びを行っていると言われている。

4 出典：株式会社バンダイ「バンダイこどもアンケートレポート Vol.252」 2019年6月26日

5 出典：日本生命保険相互会社「ニッセイインターネットアンケート」 2021年4月28日

- ・4～11歳の過去1年間によく行った運動・スポーツ種目の実施率の上位10種目のうち、「水泳（スイミング）」について、2021年の調査結果では27.3%（前回調査比6.8ポイント減）と前回の調査結果から順位を落とした。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりプールを使えない時期があったこと、また、人との身体接触の少ない種目の実施が増加したためと考えられる。

表5 「過去1年間によく行った運動・スポーツ種目」⁶

2017年（n=1,542）			2019年（n=1,491）			2021年（n=1,449）		
順位	実施種目	実施率（%）	順位	実施種目	実施率（%）	順位	実施種目	実施率（%）
1	おにごっこ	47.3	1	おにごっこ	52.6	1	おにごっこ	57.3
2	水泳（スイミング）	34.2	2	水泳（スイミング）	34.1	2	自転車あそび	30.3
3	自転車あそび	30.4	3	ドッジボール	29.0	3	なわとび（長なわとびを含む）	30.2
4	ドッジボール	30.4	4	自転車あそび	27.6	4	ドッジボール	29.2
5	ぶらんこ	25.4	5	サッカー	26.0	5	水泳（スイミング）	27.3
6	サッカー	24.3	6	ぶらんこ	25.7	6	ぶらんこ	26.8
7	なわとび（長なわとびを含む）	22.2	7	なわとび（長なわとびを含む）	24.4	7	サッカー	22.5
8	かくれんぼ	16.6	8	かけっこ	17.9	8	鉄棒	21.3
9	鉄棒	16.2	9	かくれんぼ	17.2	9	かくれんぼ	19.8
10	かけっこ	13.7	10	鉄棒	17.0	10	かけっこ	17.1

※ 全国の市区町村に在住する4歳から11歳の子どもの対象

※ 調査期間：2021年6月26日～7月22日

- ・以上の調査結果から、習い事としてあるいは日頃の運動やスポーツの面からも、子どもたちにとってのプール需要は高い傾向にあると考えられる。

（3）プール運営の効率化に向けた特徴的な取組事例について

- ・全国の多くの自治体が、公設プールの老朽化への対応に苦慮しているところであるが、以下に示す特徴的な改革手法を用いて、プールの継続的な利用に繋げていく取組事例が出てきている。

◇市民プールを廃止して、学校プールを一般住民に開放

※東京都府中市では、屋外公設プールの集約化に伴って、屋外プールに対する住民ニーズの高まりを踏まえながら、試行事業として学校プール利用を一般住民に開放。利用料無料

◇市民プールを廃止して、民間プールの利用費用を助成

※愛知県蒲郡市では、市民プールの廃止に伴い、その代替事業として中学生以下の子ども等を対象に民間プールの利用費助成を実施

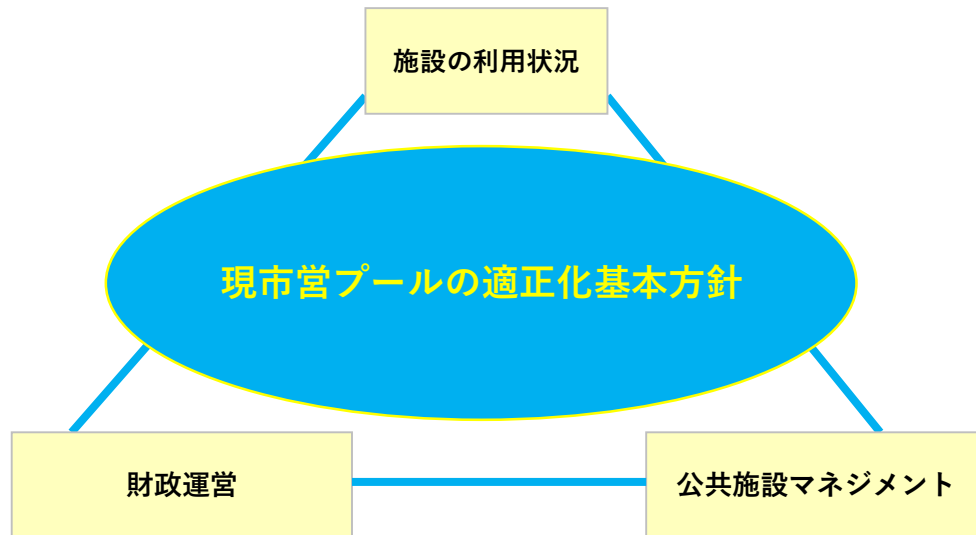
◇学校プールを廃止して、市民プールで水泳授業を実施

※久米中学校の取組など、学校プールではなく市民プールを活用して水泳授業を実施

6 出典：公益財団法人笹川スポーツ財団「子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2021」 2022年4月4日

6 現市営プールの適正化基本方針

(1) 基本的な考え方



現市営プールの今後については、公共施設マネジメントの観点及びその当該施設の設置目的（地域性、利用状況、住民の福祉向上等）を考慮した上で、施設の大規模改修や建替の可否を判断する。

その判断を行うにあたり、これまで住民を交えて積み重ねてきたプール施設のあり方に関する議論や、本市の長期財政見通しを勘案するとともに、各施設の利用実態やプール需要など様々な角度による検討を踏まえ、現市営プールの適正化基本方針を定める。

今後、現市営プールの大規模改修や建替の可否を判断するにあたっては、以下の4点の方針を、事業の企画・立案及び実施時における適正化基準とする。

- 方針[i] 維持管理費に係るコストの縮減を図り、市費負担を圧縮する
- 方針[ii] 施設の統合、複合化の観点から、学校授業での活用を前提とする
- 方針[iii] 遊泳技術の向上をはじめ、健康づくりやスポーツ振興など、多世代が利用できる施設とする
- 方針[iv] 公共施設としてのレジャープールの大規模改修、建替は、実施しない

(2) 適正化基本方針の設定について

方針[i] 維持管理費に係るコストの縮減を図り、市費負担を圧縮する

本市では今後25年間の長期財政見通しを踏まえ、「公共施設マネジメント基本方針」の取組の一つに、維持管理費の削減目標を掲げている。

このことから、今後プールの大規模改修や建替を行う際は、現在の維持管理費に係る市費負担額を踏まえ、大規模改修や建替後の施設に対する維持管理費の圧縮を図っていく必要がある。また、民間事業者との公民連携事業等を活用し、収益性の高い施設運営に転換するなど、受益者負担の適正化に努めることで、市費負担の圧縮を図っていく必要がある。

方針[ii] 施設の統合、複合化の観点から、学校授業での活用を前提とする

一つの施設に複数の機能を持たせることにより、設置目的や機能が異なった公共施設の多機能化・複合化を進めるとした「公共施設マネジメント基本方針」の視点を取り入れる。

このため、現市営プールの今後の大規模改修や建替にあたっては、子どもたちのプールとしての利用を促進する観点から、学校授業での活用を前提とする。

方針[iii] 遊泳技術の向上をはじめ、健康づくりやスポーツ振興など、多世代が利用できる施設とする

子どもの命を水難事故から守ることや、幅広い世代の健康増進に資することはもちろんのこと、本市が掲げているスポーツ振興にも繋がるなど、多くの住民の方々が利用できる施設としていく。

方針[iv] 公共施設としてのレジャープールの大規模改修、建替は、実施しない

住民参画による津山自分ごと化会議からの提案や、ガラスハウスでの取組を踏まえて、今後、現市営プールの大規模改修や建替にあたっては、子どもの水泳技術の向上や、健康増進機能を兼ね備えた施設とすることに主眼を置くため、公共施設としてのレジャープールの大規模改修や建替は、実施しないこととする。

(3) 基本方針に照らした場合の現市営プールの方向性

加茂町スポーツセンタープール ： 水泳プール（屋内）

各プールの大規模改修や建替の可否を判断する際には、施設の適正化に向けて、4つの基本方針に合致したプールとする。

勝北総合スポーツ公園プール ： レジャープール

レジャープールであることから、大規模改修、建替は実施しない。

久米総合文化運動公園市民プール ： 水泳プール（屋内）

各プールの大規模改修や建替の可否を判断する際には、施設の適正化に向けて、4つの基本方針に合致したプールとする。

- ・なお、今回の基本方針を踏まえて、大規模改修や建替に取り組むプールについては、個別プールの整備計画を策定していく中で、施設の機能や方向性を整理、検討していく。

7 最後に

- ・今後、本方針に基づいて現市営プールの適正化を進めていくこととなるが、住民のプール需要へ適切に対応するため、プール運営の効率化に向けた特徴的な取組事例（11 ページ記載）なども参考に、新たな運営手法についても重ねて検討することが求められる。
- ・また、現市営プールの廃止を判断するにあたっては、現在取組を進めている旧幼稚園での公民連携事例を参考にするなど、多用途への転用の可能性（リノベーション）を含めた合理的な跡地活用策についても、あわせて検討していく必要がある。